

定 款

株式会社キャスター

第1章 総 則

第1条(商 号)

当会社は、株式会社キャスターと称し、英文では、Caster Co. Ltd.と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 営業事務、秘書その他ビジネスアシスタントの提供、紹介
- (2) 有料職業紹介事業
- (3) インターネットを活用した人材育成、教育
- (4) 教育訓練事業
- (5) インターネットを活用した業務環境構築、及びその構築支援
- (6) インターネットを活用した就労環境の構築、及びその構築支援
- (7) インターネットを活用した決済代行、及びその構築支援
- (8) 企業の業務効率化を図るデバイス、システムの開発及び第三者への提供
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 広告事業、広告代理業
- (11) 通信販売事業
- (12) コワーキングスペースに関する施設の運営、及び運営支援
- (13) シェアオフィス施設の運営、及び運営支援
- (14) リモートワークに関する施設の運営、及び運営支援
- (15) スポーツ施設その他健康促進関連施設の運営、及び運営支援
- (16) ホテル・旅館その他宿泊施設の経営
- (17) 飲食店の経営
- (18) 酒類の販売
- (19) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を宮崎県西都市に置く。

第4条(機 関)

当会社は、株式総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、6,231,840 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 10 条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 11 条（招集）

1. 当会社の定時株主総会は、事業年度末日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時これを招集する。
2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

第 12 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

第 13 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 14 条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、9名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から取締役社長1名、取締役の中から取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 25 条 (取締役会の決議等の省略)

取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

第 26 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

第 27 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条 (取締役の責任免除)

- 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条 (監査役の員数)

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 31 条 (監査役の選任方法)

- 監査役は、株主総会において選任する。
- 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条 (常勤監査役)

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第 34 条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。

第 35 条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

第 37 条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 38 条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条 (監査役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく

責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 40 条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

第 41 条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 42 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。

第 43 条 (会計監査人の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 44 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

第 45 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

第 46 条 (剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 47 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

平成 26 年 9 月 24 日 制定

平成 27 年 8 月 4 日 改定

平成 28 年 2 月 12 日 改定

平成 28 年 7 月 21 日 改定

平成 28 年 9 月 14 日 改定

平成 28 年 10 月 31 日 改定

平成 29 年 2 月 24 日 改定

平成 29 年 11 月 20 日 改定

平成 31 年 3 月 27 日 改定

令和 1 年 5 月 31 日 改定

令和 1 年 9 月 1 日 改定

令和 1 年 11 月 29 日 改定

令和 2 年 3 月 19 日 改定

令和 2 年 5 月 12 日 改定

令和 2 年 11 月 27 日 改定

令和 3 年 8 月 23 日 改定

令和 3 年 11 月 26 日 改定

令和 4 年 11 月 25 日 改定

令和 5 年 3 月 6 日 改定

令和 5 年 7 月 5 日 改定

令和 6 年 11 月 28 日 改定

令和 7 年 11 月 27 日 改定